平成２７年（フ）第２４０号
三重県四日市市久保田１丁目１番15号　コーポラス丹羽302
債務者　堤　　貴子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿2205番地１
債務者　鈴木　　學
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第５１号
滋賀県長浜市高月町唐川425番地
債務者　宮崎　洋子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第６１０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－１棟505号
債務者　塚原恵美子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７１０号
京都市南区東九条南石田町70番地
債務者　川上　祝明
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８４１号
京都市伏見区下鳥羽北円面田町155番地　クレセント21　302号
債務者　澤村　真吾
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８６０号
京都市南区東九条下殿田町70番地12　ハレクラニ605、前住所神戸市西区玉津町西河原121番地　リヴィエール西河原204号
債務者　西山　雪美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８６４号
京都府宇治市宇治里尻61番地　小桜マンション302号、前住所京都市左京区一乗寺中ノ田町15番地　北白川荘
債務者　畑山　　愛（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８８２号
京都府長岡京市神足３丁目４番24号　ラ・ヴィオレット205
債務者　小田原修治
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８９２号
京都府宇治市槇島町郡64番地の５
債務者　的場　敏子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７２号
兵庫県尼崎市立花町１丁目９番１―602号
債務者　古川　政美（旧姓香口）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５７９号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―2204号
債務者　西村　君平（旧姓喜多）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６４号
兵庫県神崎郡市川町北田中52番地の１
債務者　金子　敏昭
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３７６号
兵庫県姫路市豊富町神谷1803番地５
債務者　こばやし建築こと　小林　義臣
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３７７号
兵庫県姫路市豊富町神谷1803番地５
債務者　小林　克次
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３７８号
兵庫県姫路市豊富町神谷1803番地５
債務者　小林久美子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３１７号
奈良市佐保台西町30番地　マキシム平城山204号
債務者　野田　正彦
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
奈良地方裁判所